

**参 考** 神戸市 (※神戸市内の建築物等の報告は、直接神戸市へ提出してください。)

定期報告を要する特定建築物及び建築設備・防火設備

(1) 定期報告を要する特殊建築物等

◆該当する用途部分の床面積が 200 m<sup>2</sup>以下のもの、または避難階のみに用途部分があるものは対象外  
(避難階とは直接地上へ通じる出入口のある階をいう。)

		用 途	規 模 又 は 階 (左の用途に供する部分の床面積が下記のいずれかに該当するもの)	報告時期
A	1	劇場、映画館又は演芸場	① 地階の部分で 100 m <sup>2</sup> を超えるもの ② 3階以上の部分で 100 m <sup>2</sup> を超えるもの ③ 客席が 200 m <sup>2</sup> を超えるもの ④ 劇場、映画館又は演芸場で主階(※1)が 1階にないもの	令和 10 年 8 月～ 11 月 以降 3 年毎
	2	公会堂、観覧場 (屋外にあるものを除く)、 集会場 (100 m <sup>2</sup> を超える集会 室があるものに限る)		
	3	体育館 (学校に附属するもの を除く)、博物館、美術館、 図書館、ボーリング場、 スキー場、スケート場、水泳 場又はスポーツの練習場	① 3階以上の部分で 100 m <sup>2</sup> を超えるもの ② 建物全体で 2,000 m <sup>2</sup> 以上のもの	
	4	学校又は体育館 (学校に附属 するものに限る)	① 地階の部分で 100 m <sup>2</sup> を超え、かつ、建物全体で 2,000 m <sup>2</sup> を超えるもの ② 3階以上の部分で 100 m <sup>2</sup> を超え、かつ、建物全体 で 2,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	
	5	百貨店、マーケット、 物品販売業を営む店舗又は 展示場	① 地階の部分で 100 m <sup>2</sup> を超えるもの ② 3階以上の部分で 100 m <sup>2</sup> を超えるもの ③ 建物全体で 3,000 m <sup>2</sup> 以上のもの ④ 2階の部分で 500 m <sup>2</sup> 以上のもの	
	6	共同住宅 (※2) 東灘区・灘区に所在するもの	① 地階の部分が 100 m <sup>2</sup> を超え、かつ、建物全 体で 500 m <sup>2</sup> を超えるもの (ただし地階に住戸また は住戸からの避難経路があるものに限る) ② 6階以上の部分で 100 m <sup>2</sup> を超え、かつ、建 物全体で 500 m <sup>2</sup> を 超えるもの	
B	1	病院、診療所 (患者の収容施 設があるものに限る)、 児童福祉施設等 (※3) サービス付き高齢者向け住宅 認知症高齢者グループホーム 障害者グループホーム	① 地階の部分で 100 m <sup>2</sup> を超えるもの ② 3階以上の部分で 100 m <sup>2</sup> を超えるもの ③ 2階の部分で 300 m <sup>2</sup> 以上のもの	令和 8 年 8 月～ 11 月 以降 3 年毎
	2	ホテル又は旅館		

B	3	事務所その他これに類するもの	建物全体で 1,000 m <sup>2</sup> を超え、かつ、その用途に供する部分の「地上階数+地下階数」が 5 以上であるもの	令和 8 年 8 月～ 11 月 以降 3 年毎
	4	共同住宅 (※2) 北区・須磨区・垂水区・西区 に所在するもの	① 地階の部分が 100 m <sup>2</sup> を超え、かつ、建物全体で 500 m <sup>2</sup> を超えるもの (ただし地階に住戸または住戸からの避難経路があるものに限る) ② 6 階以上の部分で 100 m <sup>2</sup> を超え、かつ、建物全体で 500 m <sup>2</sup> を超えるもの	
C	1	共同住宅 (※2) 中央区・長田区・兵庫区に所在するもの	① 地階の部分が 100 m <sup>2</sup> を超え、かつ、建物全体で 500 m <sup>2</sup> を超えるもの (ただし地階に住戸または住戸からの避難経路があるものに限る) ② 6 階以上の部分で 100 m <sup>2</sup> を超え、かつ、建物全体で 500 m <sup>2</sup> を超えるもの	令和 9 年 8 月～ 11 月 以降 3 年毎
	2	公衆浴場	① 地階の部分で 100 m <sup>2</sup> を超えるもの ② 3 階以上の部分で 100 m <sup>2</sup> を超えるもの ③ 建物全体で 3,000 m <sup>2</sup> 以上のもの ④ 2 階の部分で 500 m <sup>2</sup> 以上のもの	
	3	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店又は飲食店	① 地階の部分で 100 m <sup>2</sup> を超えるもの ② 3 階以上の部分で 100 m <sup>2</sup> を超えるもの ③ 建物全体で 3,000 m <sup>2</sup> 以上のもの ④ 2 階の部分で 500 m <sup>2</sup> 以上のもの	
<p>備考</p> <p>※1 「主階」とは、客席のある階をいいます。</p> <p>※2 サービス付き高齢者向け住宅及び認知症高齢者グループホーム又は障害者グループホームを除きます。</p> <p>※3 「児童福祉施設等」とは、令第 19 条第 1 項に規定する児童福祉施設等 (要援護者の収容施設があるものに限る。) をいいます。</p> <p>※<b>複合用途の場合</b></p> <p>劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、ホテル、旅館、百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店、飲食店に係る用途のうち 2 以上の用途が含まれる場合は、これらの用途部分の床面積の合計が 200 m<sup>2</sup>を超え、かつ</p> <p>① 地階の部分で 100 m<sup>2</sup>を超えるもの ② 3 階以上の部分で 100 m<sup>2</sup>を超えるもの ③ 建物全体で 3,000 m<sup>2</sup>以上のもの ④ 2 階の部分で 500 m<sup>2</sup>以上のもの</p> <p>のいずれかに該当する場合は、定期報告の対象となり報告年度は主たる用途に該当する年度となります。</p>				

## (2) 定期報告を要する建築設備

(1) の特殊建築物等（定期報告を要する特殊建築物等）に設ける表の建築設備（共同住宅の住戸の部分に設けるものを除く）

報告対象		報告の時期
換気設備	1つ以上の煙感知器連動型防火ダンパー（SFD、SD）を設ける建築物の、法第28条第2項（無窓居室）、第3項（用途が表の(1)-1又は(1)-2の建築物の居室、火気使用室）の機械換気設備	毎年 8月～11月
排煙設備	排煙機又は送風機を設ける機械排煙設備	
非常用の照明装置	予備電源別置型（予備電源が内蔵蓄電池のみでないもの）の非常用の照明装置	

## (3) 定期報告を要する防火設備

報告対象	報告の時期
次表の用途に供する建築物でその用途に供する部分が同表の規模又は階に該当するものに設ける防火設備（外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く。）	毎年 8月～11月

用途		規模又は階
(1)	劇場、映画館、演芸場 観覧場（屋外観覧場は除く）、 公会堂、集会場	左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当する建築物※1 ① 地階の部分で100㎡を超えるもの ② 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③ 客席部分が200㎡以上のもの 又は、劇場、映画館、演芸場の用途に供する建築物※1で、主階が1階にないもの
(2)-1	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、 共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る）、 寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る）、 就寝用途の児童福祉施設等※3	左の用途に供する部分の床面積が、次の①から③のいずれかに該当する建築物※1 ① 地階の部分で100㎡を超えるもの ② 3階以上の部分で100㎡を超えるもの 又は、左の用途に供する部分の床面積が、次の③に該当する建築物（③については※1の建築物に限られない。） ③ 建物全体で200㎡以上のもの
(2)-2	旅館、ホテル	左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当する建築物※1 ① 地階の部分で100㎡を超えるもの ② 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③ 2階の部分で300㎡以上のもの
(3) ※4	体育館、博物館、美術館、図書館、 ボーリング場、スキー場、 スケート場、水泳場、 スポーツの練習場	左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当する建築物※1 ① 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ② 建物全体で2,000㎡以上のもの
(4)	百貨店、マーケット、展示場、 キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、 バー、ダンスホール、遊技場、 公衆浴場、 待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く）	左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当する建築物※1 ① 地階の部分で100㎡を超えるもの ② 3階以上の部分で100㎡を超えるもの ③ 2階の部分で500㎡以上のもの ④ 建物全体で3,000㎡以上のもの

※1 避難階以外の階を用途欄の(1)から(4)までの用途に供するものに限る。

※2 宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターは、「その他これに類するもの」に該当する。

※3 障害福祉サービス事業の用に供する施設は、利用者の就寝の用に供するものに限る。

※4 学校に附属するものを除く。

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。